

医療機関
介護事業所
の皆様へ

認知症を正しく理解し
認知症の方と家族を地域で支える

認知症ケアパス

認知症ケアパス (Care Pathway) は、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、認知症の進行や状態に合わせて受けられる医療・介護・福祉サービスなどを示したものです。

早く気づいて受診することや適切な対応をすることでその人らしい生活が長く維持できます。



妙高市
平成29年4月作成
令和6年11月改定



認知症の方の様子の変化と家族の心構え

認知症はゆるやかに進行し、症状が変化していきます。
家族や周囲の人が認知症を理解し、進行に合わせて上手に対応していくことが大切です。
認知症を引き起こす疾患や身体状況などにより、必ずしもこの通りになるわけではありませんが「何だかおかしいな」と感じたら地域包括支援センター(0255-74-0017)へご相談ください。

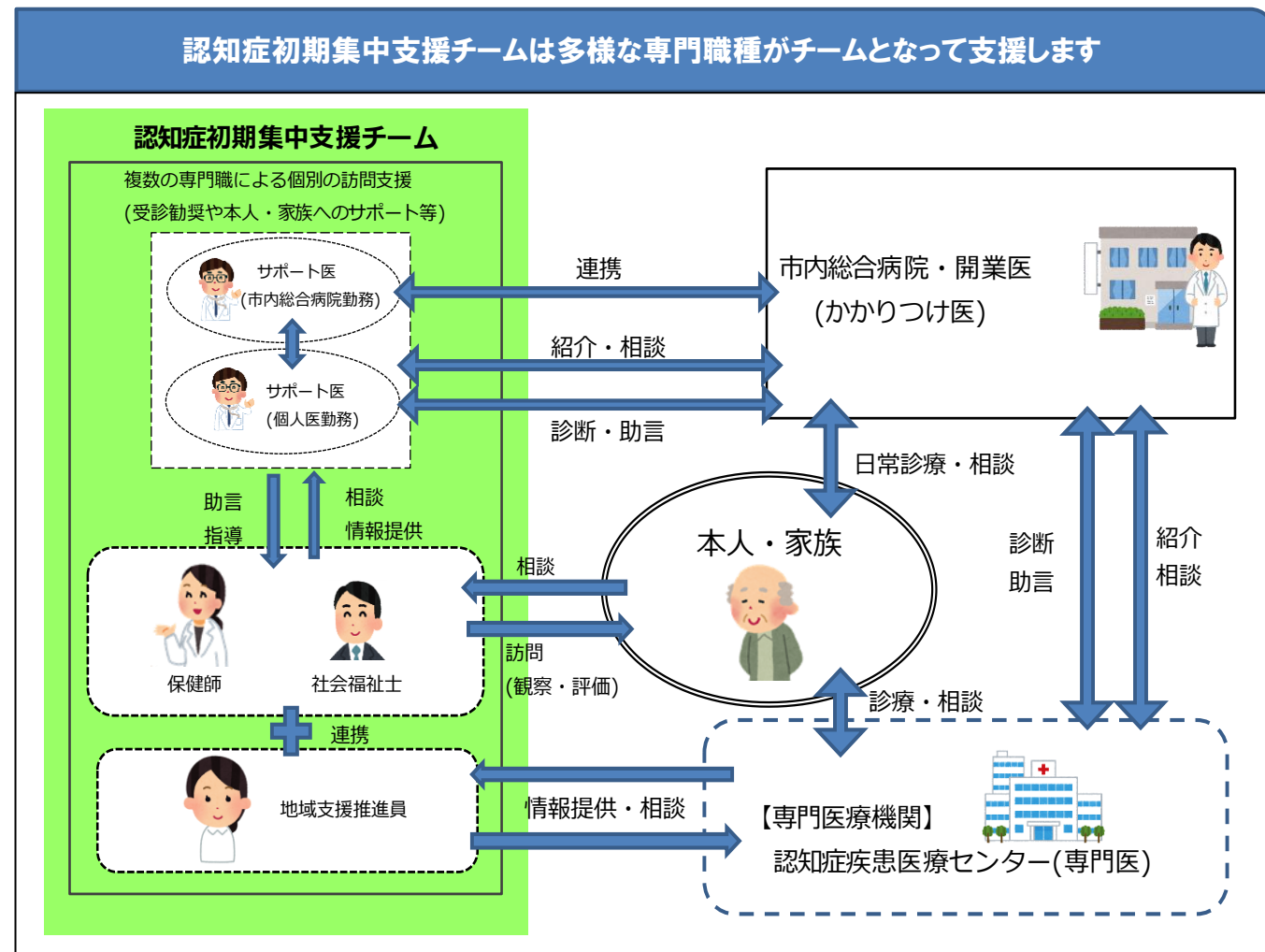
		元気高齢者	気づきの時期 (変化が起きた時)	発症した時期 (日常生活で見守りが必要)	症状が多発する時期 (日常生活に手助け・介護が必要)	身体面の障がいが増える時期 (常に介護が必要)	終末期
		介護保険の検討		介護保険の認定申請		介護サービスの利用	
本人の様子	会話など		・約束を忘れることがある ・いつも「あれがない」「これがない」と探している ・趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなる ・不安や焦りがあり、怒りっぽくなる	・時間や日にちがわからなくなる ・同じことを何度も言う、問う、する	・電話の対応や訪問者の対応が一人では難しくなる ・文字が上手に書けなくなる	・質問に答えられない ・会話が成立しなくなる ・家族の顔や名前が分からなくなる	・表情が乏しくなる
	食事料理		・食事の内容を忘れることがある	・食事したことを忘れる ・調味料を間違える ・同じ料理が多くなる	・電子レンジが使えなくなる ・鍋を焦がすことが多くなる ・同じ食材を買い込む	・食べ物でないものを口に入れる	・食事介助が必要となる ・飲み込みが悪くなる ・誤嚥や肺炎を起こしやすい
	着替え			・同じ物ばかりを着ている ・ボタンをかけ違える	・入浴を嫌がる ・服が選べない	・着替えができなくなる ・季節や場所に合わない服装をする	・介助が必要になる
	お金の管理 買い物		・お金の管理や書類作成はできる	・買い物はお札で支払う ・町内会費を何度も持つてくる ・通帳などの保管場所がわからなくなる	・同じものばかり買う ・財布や通帳を盗られたなどの妄想がある		・介助が必要になる
	服装 排泄 外出など		・たまに薬の飲み忘れがある	・ゴミ出しができなくなる ・回覧板が回せなくなる	・たびたび道に迷う ・薬の飲み忘れが目立つ ・失禁で汚れや下着をかくす	・自分がいる場所がわからなくなり 家に戻れない	・尿や便の失禁が増える ・寝たきりになる
本人の思い		・まだまだ元気! ・地域との交流を楽しみたい	・これからどうなるか不安な時、周りから「もっとしっかりして」と言われると苦しい	・できないことも増えるが、できることもたくさんあることを知ってほしい ・できないことで一番困るのは新しい場所に一人でいけないことや時間の感覚がないこと		・症状がかなり進んでも何も分からない人と考えないで! ・言葉で自分の状態を表現できなくても顔や表情から、快・不快をくみとってほしい	
家族の心構え		・家に閉じこもりにならないよう、地域の集まりなどへの参加をすすめましょう ・認知症サポーター養成講座などで認知症に関する正しい知識や理解を深めておきましょう	・家族や周りの人の「気づき」がとても大切です ・何か様子がおかしいと思ったら、かかりつけ医や地域包括支援センターなどへ相談しましょう ・認知症サポーター養成講座などで認知症に関する正しい知識や理解を深めておきましょう ・本人の不安に共感しながらさりげなく手助けしましょう	・できないことや間違いがあっても責めたり否定したりしないようにしましょう ・火の不始末や道に迷うなどの事故に備えて安全対策を考えていきましょう ・一人で悩みを抱え込まずに身近な人に理解してもらいましょう ・今後の生活設計について話し合っておきましょう ・同じ介護を体験する家族の集いに「こころカフェ」などを活用しましょう		・食事、排泄、清潔などの支援が必要になり、合併症が起きやすいことを理解しましょう ・どのような終末期を迎えるか家族間で良く話し合っておきましょう ・一人で介護を抱え込まないように介護サービスや医療サービスを活用しましょう ・介護者の気持ちを共有できる場所「こころカフェ」などを活用しましょう	
こんな時は・・・		最近、もの忘れがちちょっと気になる・・・もしかして認知症かしら？ ● まずは気軽に相談 ⇒ P3 ● かかりつけ医に相談 ⇒ P4 ● 認知証の症状が進行しても本人の思いを尊重したい ⇒P4、P14			認知症の症状に合わせて介護保険サービス等を利用していく ⇒ P5～6		
					お金の管理や徘徊が心配になってきた ⇒ P8		
					もしもの時の備えを知りたい ⇒ P15～16		
		自動車の運転免許を返納したい ⇒ P7					
		認知症のかたやご家族の話を聞きたい。 認知症の家族の介護負担が軽減できる場所 ⇒ P13					
		地域やまわりの方たちができること。認知症の方を地域で支えていくために ⇒ P9～12					

「あれ、認知症かな?」と思ったら・・・ 気軽に地域包括支援センターへご相談ください。

認知症のことで心配なことがありましたら、お気軽に地域包括支援センター(74-0017)までご相談ください。

より良い生活を長く送るために、認知症は早期対応が何よりも大切です。まだ介護保険を利用していない場合や、ケアマネジャーだけで対応が困難な場合は「認知症初期集中支援チーム」が対応いたします。

- 「認知症初期集中支援チーム」：認知症の早期診断・早期対応を目指して認知症サポート医※1とともに、専門医療機関への受診支援や対応方法について短期的に支援するチーム



※1 かかりつけ医をサポートする「認知症サポート医」

認知症サポート医とは、認知症の方のかかりつけ医の相談・アドバイザー役です。認知症の専門知識を持ち、住み慣れた地域で認知症の方たちをケアしていくための推進役として活躍しています。
妙高市では3名のサポート医がおり、認知症の症状が顕著に現れ対応に苦慮するケースや、かかりつけ医がおらず医療機関への受診が困難なケースに対応しています。



認知症の受診と治療・ケア

認知症は対処が早いほど生活の質をよい状態で保てます。MC I (Mild Cognitive Impairment: 軽度認知障害)の段階で見つければ、認知機能の回復・維持も期待できます。



早期受診はメリットが大きい

適切なケアや治療の開始により、進行を遅らせたり、症状を軽減させられます。さまざまな制度・サービスの情報収集やその利用計画も本人の意思を反映させるなど余裕を持って立てられます。

かかりつけ医に相談しましょう

かかりつけ医には、本人や家族を日頃から知っている強みがあります。必要に応じて専門医療機関を紹介します。

かかりつけ医は本人と家族に心強い存在です

- 早期段階での発見や気づき
- 専門医療機関の受診の勧め、紹介
- 日常的な身体疾患の治療や健康管理
- 本人や家族の不安の理解、アドバイス
- 地域の認知症介護サービス機関との連携 など

かかりつけ医に相談する時に活用する書類

「もの忘れ相談連絡箋」※P17

- 上越医師会ホームページ内の「ケアマネ連携広場」よりダウンロードできます。
- 必要時「地域連携連絡票」※P18 も活用してください。

もの忘れ相談連絡箋

令和 年 月 日 (送付先: No.)

送付目的
☐ 家族・より相談あり ☐ 民生委員や地域住民より相談あり
☐ 高齢者実態把握調査あり ☐ その他()

相談に至る経緯
 送信者 氏名: FAX: TEL:
 氏名: 年齢: 性別: 男・女

対象者
 住所: 要介護認定: 要支援1・2 要介護1・2・3・4・5 申請中 サービス利用なしあり()
 痴呆症診断あり: 有・無 (主な痴呆症診断:)

☐ 最近あったことを忘れる ☐ 意欲がなくなった、以前楽しめたことが楽しめない
☐ 同じことを何度も言うようになった ☐ 物忘れが多くなった、以前より忘れやすくなった
☐ 同じものを何度も買う、いつも大いにお金で支払う ☐ 日中ぼーっとしていることがある
☐ 正しい年齢が言えない(3歳以上食い違う) ☐ ハッキリしているときと、ハッキリしていないときがある
☐ 時間、曜日、日付などの感覚がおかしい ☐ 体が重い、動作が遅い、歩きが小股等の症状がある
☐ 外出して戻れないことがある、道に迷う ☐ ないものが見えたり、聞こえたりするよう(幻視・幻聴)
☐ 家事ができなくなった(料理・洗濯・掃除等) ☐ 夜中にうなされたり、おや?と思う行動をしがちになる
☐ 家の管理ができない ☐ 物・お金を盗まれたと言ふ
☐ 洋服を濡らして着れない、適切に着れない ☐ 火の不始末がある(タバコ・火の不始末・鍋具等)
☐ 一人で入浴しなくなった ☐ 落ち書きがなくなったり、読めない
☐ トイレでの失敗があったり、濡らしたりするようになった ☐ 徘徊する
☐ 何度も食べようとする ☐ 暴力・暴言がある、怒りっぽい

困っていること・現在の生活状況や様子・過去の生活状況や職業など
 気になる症状は 年 月頃から (春・夏・秋・冬から) 家族団

認知症スケール: (月 日施行) MMSE /30点 HD-R /30点

ご本人の考え方
☐ 認知症ではないかと、かなり気にしている ☐ 認知症だと思っている ☐ 家族で介護しようと思っている
☐ ものを忘れている ☐ 認知症かもしれない ☐ 介護をどうすべきか悩んでいる
☐ 全く気にしていない・自覚がない ☐ 認知症と思っている ☐ 家族での介護は無理だと思っている

【かかりつけ医療機関からの返信欄】 → 返信先:
 転帰 ☐ 自院にて治療中 ☐ 経過観察中 ☐ 専門医(紹介先:)へ紹介
 コメント欄 令和 年 月 日 医療機関名

※ FAXでの送付に際しては、個人情報保護の観点から 氏名や住所を消すなどの配慮をお願い致します。 ☐ 情報提供同意済 (本人・家族)

認知症になっても本人の思いを尊重したい

にっこり手帳を活用しましょう! P14 もご参照ください

「にっこり手帳～みんなで支え合う連携ノート」はご本人、ご家族、医療関係者、介護関係者、地域の支援者をつなぐ認知症ケアサポートツールです。

【対象者】要支援、要介護認定を受けた方、
及び未申請の方でもご本人、ご家族が希望された方

【問い合わせ】①妙高市福祉介護課
地域包括支援係 Tel 0255-74-0017
②にっこり手帳プロジェクト委員会
認知症疾患医療センター(高田西城病院)
Tel 025-523-2139 (代表)
090-7801-7533 (専用電話)

認知症の状態に合わせたサービスの利用

認知症の状態に合わせ、介護保険サービスや公的サービスその他の支援を上手に利用しましょう。

	気づきの時期 (変化が起きた時)	発症した時期 (日常生活で見守りが必要な時期)	症状が多発する時期 (日常生活に手助け・介護が必要)	身体面の障がい複合する時期 (常に介護が必要)	終末期
介護保険	医療機関や市へ相談				

運転に不安を感じたら・・・

認知症患者は同年齢の健常者に比べ、2.5～4.7倍自動車事故を起こすリスクが高く、一度事故を起こし、その後も辞めずに運転している認知症患者の40%が再び事故を起こしています。また、「道路交通法第103条」の規定により、「認知症であることが判明したとき」は運転免許の取消対象となります。当市では高齢者の交通事故を減少させるため、運転免許証を自己返納した方や高齢者に対し、各種支援を行っています。

運転免許証の返納方法は・・・？

①運転免許証 ②印鑑 を持って返納する本人が警察署に来署してください

高齢者等バス利用支援事業

市内の路線バス、乗合タクシー、市営バス及びコミュニティバスへの乗車運賃の一部を支援します。

【対 象 者】 75歳以上のかた
※要介護認定を受けているかたは 介護者（付添1人分）も対象となります。

【自己負担額】 100円（市内利用に限る）

【有 効 期 間】 なし

【問い合わせ】 妙高市環境生活課 TEL0255-74-0032



運転免許返納支援事業

運転免許証を自主返納した方に対し、バス・タクシー利用券を交付します。

【対 象 者】 ①70歳以上で自動車運転免許証を自主的に返納したかた
②病気等により運転に不安を感じるかた

【助 成 額】 2万円(200円券100枚) ※1人1回限り

【適 用 会 社】 新井タクシー、アイエムタクシー、高原タクシー
頸城自動車、くびき野バス、頸南バス

【有 効 期 間】 2年間

【問い合わせ】 妙高市環境生活課 TEL0255-74-0032

運転免許返納支援事業を利用される方は申請の際に「運転経歴証明書」が必要です。
「運転経歴証明書」は警察署へ免許証を返納した後、交通安全協会から交付されます。

《運転経歴証明書》

- 運転免許証の代わりに、身分証明書として利用できます。
- 有効期限はありません。

●各種事業に関する問い合わせ
妙高市環境生活課 生活・交通グループ TEL0255-74-0032

●運転免許の返納に関する問い合わせ
妙高警察署 交通課 TEL0255-72-0110
運転免許センター 上越支所 TEL025-543-3100

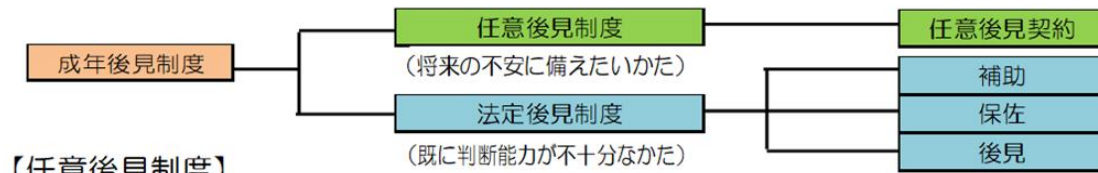


お金の管理や徘徊が心配になってきたら・・・



成年後見制度

認知症や精神障がいなどによって物事を判断する能力が不十分な方に対し、権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、法律的に保護し、支援する制度です。



【任意後見制度】

<手続>

公正役場で受付を行います。

<経費>

公正証書作成手数料11,000円、登記嘱託手数料1,400円、登記印紙2,000円、その他に郵便料等がかかります。

<必要な書類>

①印鑑登録証明書（本人・任意後見人） ②住民票（本人・任意後見人） ③戸籍謄本 等

【法定後見制度】

<手続>

最寄りの家庭裁判所で受付を行います。4親等以内の親族が申立てできる権利を有します。また、申立の意志がない場合や4親等以内の親族がいない場合は、市長名で申立てができます。

<経費>

申立は収入印紙800円、登記費用（収入印紙）2,600円、郵便切手3,040円、（保佐・補助は4,040円）分と医師の診断書（1,500～4,000円）が必要となります。

精神鑑定が必要な場合は、別途54,000円必要な場合もあります。※低所得者に対して費用の助成制度があります。

<必要な書類>

①診断書 ②申立書 ③財産目録 ④親族関係図 ⑤申立人の戸籍謄本 ⑥本人の戸籍及び戸籍の附票
⑦登記事項証明書（法務局発行） 等

※申立てに必要な書類は家庭裁判所にあります。また家庭裁判所のホームページからダウンロードできます。



認知症高齢者捜索願事前届出票

認知症の症状の進行により、徘徊が心配な方については、基本情報をあらかじめ妙高警察署に届け出ること、発生時に迅速な対応を行うことができます。※P19

【問い合わせ】 妙高市福祉介護課 地域包括支援係 TEL 0255-74-0017
※届出のコピーは妙高市地域包括支援センターへ提出してください。



認知症高齢者等徘徊感知装置設置助成

認知症高齢者等の徘徊による危険行動の予防を目的に、徘徊感知装置設置の設置費用を助成します。

【対象者】 介護保険法に規定する主治医意見書による認知症日常生活自立度がⅢ a 以上のかた
又は専門の医療機関による診断により認知症と認められたかた
知的な障がい有し、専門の医療機関により行動障がいと認められたかた

【自己負担】 利用料と毎月の電話回線使用料

【問い合わせ】 妙高市福祉介護課 高齢福祉係 TEL 0255-74-0016



高齢者を狙った悪質商法にご注意を!!

高齢者の悪質商法被害が後を絶ちません。また高齢者は悪質商法の被害にあっても「だまされたことに気付かない」「だまされたことを恥ずかしく思い、誰にも相談しない」ケースが多くあります。以下の様子が見られたら、本人に確認をとり、速やかに消費生活相談窓口（妙高市市民総合相談室TEL0255-74-0042）までご相談ください。

- 最近、お金の困っているようだ
- 業者がよく家に出入りしている
- 訪問や電話におびえている
- 家の中に見慣れない段ボール箱や商品がたくさんある
- など

認知症のかたと家族を地域で支える



本人の将来のために、頑張り過ぎずに介護をするために、さまざまな支援を活用しましょう。

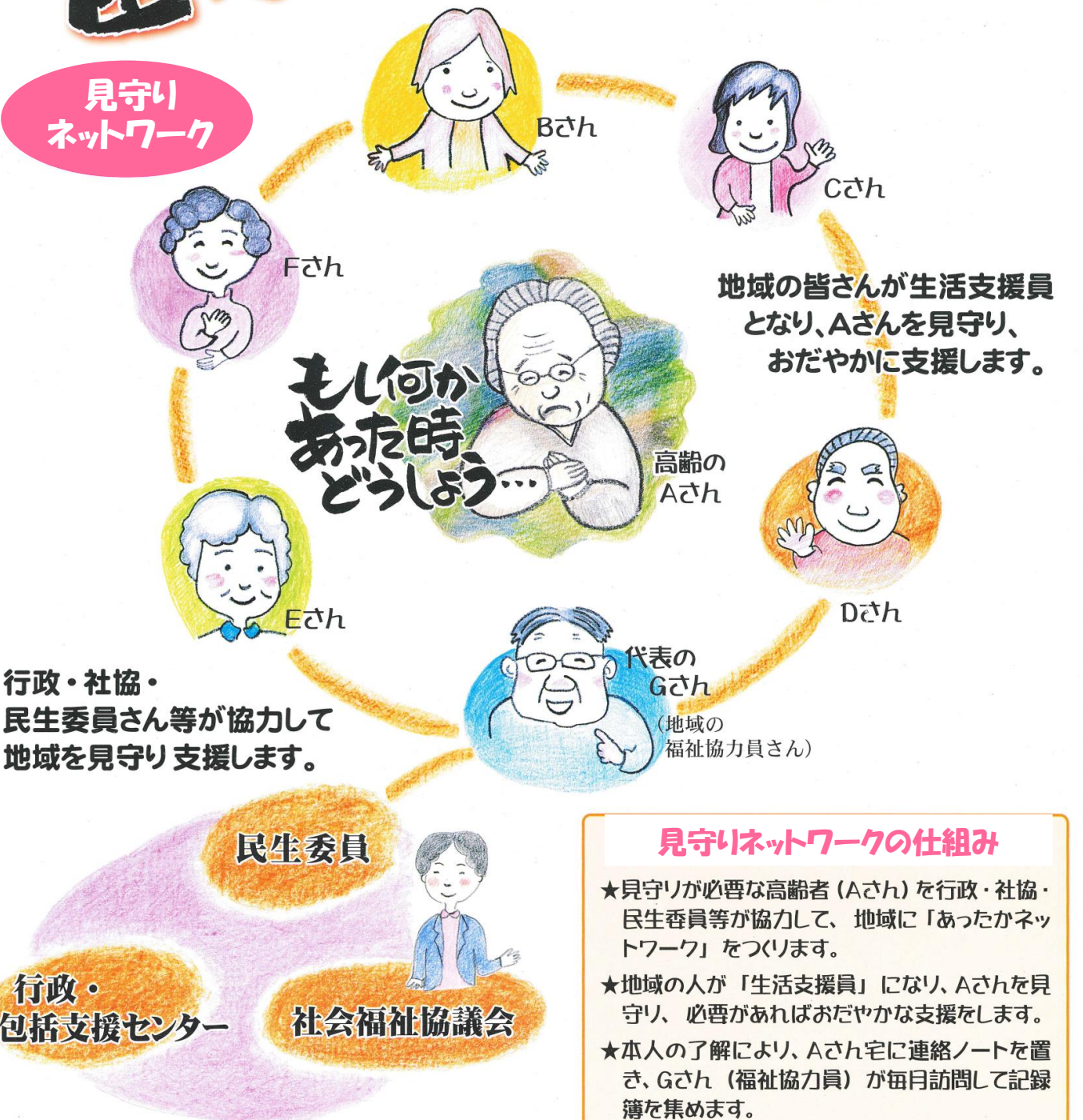
社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	判断能力の不十分なかたの福祉サービスの利用申請やそれに伴う金銭管理などを生活支援相談員がお手伝いします。(1回1時間まで 1,200円 交通費実費負担)
	見守りネットワーク (あったかネットワーク)	一人暮らし高齢者や、高齢者のみ世帯等、地域で見守りが必要なかたに対して、民生委員・児童委員や福祉協力員とともに見守りネットワークをつくります。
	生活支援ボランティア事業 (有償ボランティア事業)	少しの支援で自立した生活を送ることができるように、ボランティアの派遣を行います。 【内容】 買い物・掃除・話し相手・ゴミ出し等 【対象者】 在宅で生活している高齢者や障がい者世帯 【利用料】 1時間500円／30分250円
	お楽しみランチ	ボランティアによる手作り弁当をお届けします。 【内容】 月2回の配食 【対象者】 概ね70歳以上の世帯 【利用料】 1食400円
	車椅子の貸し出し	病院からの外泊・退院や旅行等で一時的に車椅子の使用が必要なかたが利用できます。 【利用料】 無料 【貸出期間】 3カ月以内
	福祉総合相談	①介護相談 ・相談時間 月～金 8:30～17:30 ②無料弁護士相談 ・月に1回弁護士が無料で相談に応じます ・相談時間 13:30～17:30 (1人30分) ・事前に予約が必要です ・相談日は社会福祉協議会へお問い合わせください

社会福祉法人 妙高市社会福祉協議会

- 本所
〒944-0043 妙高市朝日町1-10-3
Tel 0255-72-7660 FAX 0255-70-1345
- 妙高高原支所
〒949-2106 妙高市田口33 (妙高市役所妙高高原支所内)
Tel 0255-86-5310 FAX 0255-86-5330
- 妙高支所
〒949-2235 妙高市関山1200-1 (妙高保健センター 1階)
Tel 0255-82-4084 FAX 0255-81-3502

見守りネットワークの仕組み

元気がねー どうしてんねえ 困ってることねえかねー



お問い合わせは 妙高市社会福祉協議会 TEL 0255-72-7660

地域での見守り・・・

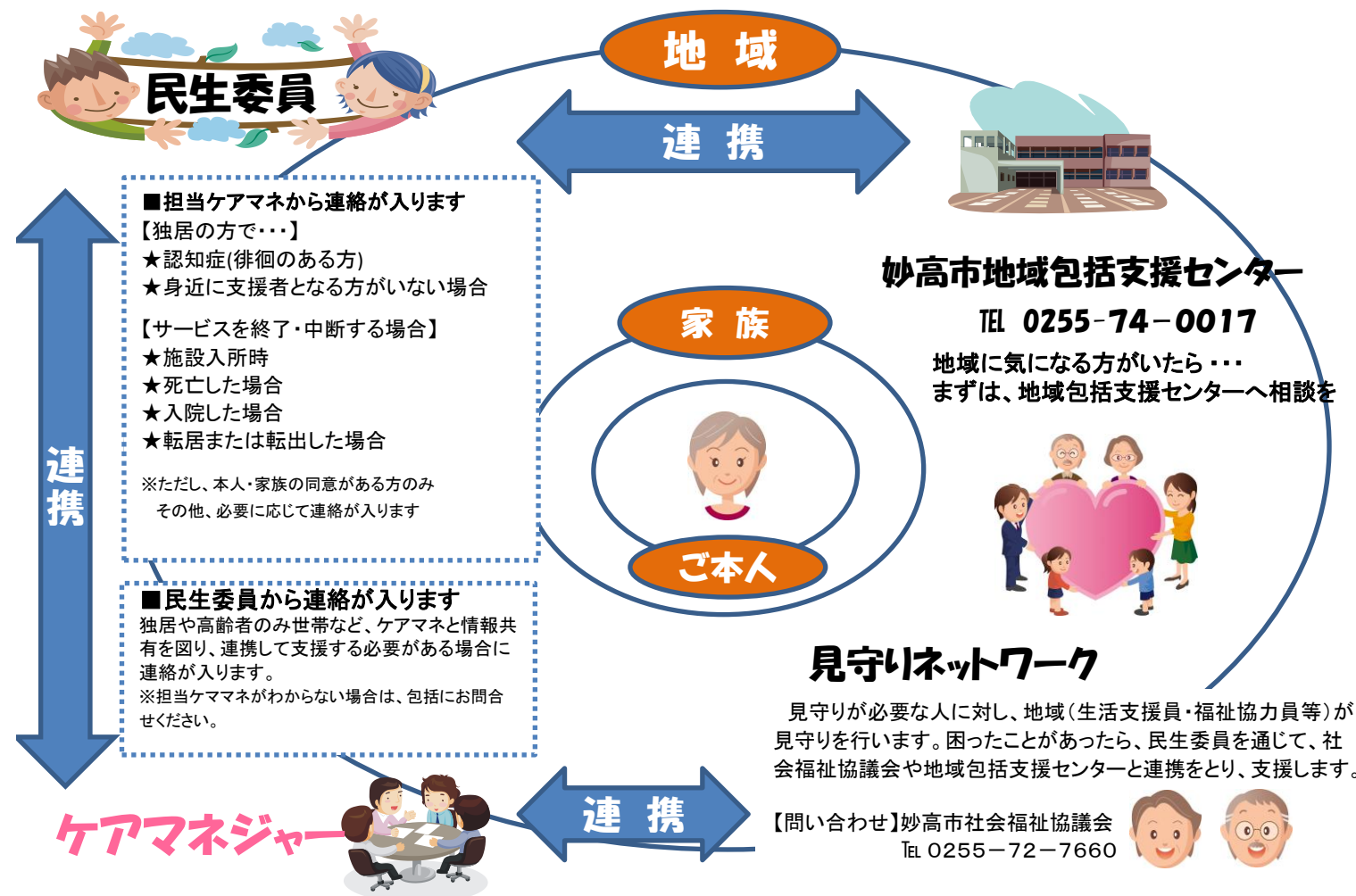


民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域における高齢者の相談や見守り等地域福祉の推進や、日頃の活動を活かし、た災害時における要援護者の対応など多岐に渡っております。特に最近では、生活困窮者自立支援に関わる対応や児童虐待から子どもを守る取り組み等、その期待や役割は益々高まっています。



民生委員とケアマネジャーとの連携について



見守り活動に関する協定書

「見守り活動に関する協定書」とは、その協定を結んだ事業所と行政において、高齢者等の見守り活動についての現状や課題などの情報を共有するとともに、地域全体の見守り体制の連携強化を図り、高齢者等が安心して暮らし続ける地域づくりを目指しています。

見守り活動協定事業所と顔の見える関係をつくり、高齢者等に対する見守り活動について共通認識を持ちます。また、地域での気づきからスムーズに相談につなげられる様、効果的に連携を図ります。

【問い合わせ】 妙高市福祉介護課 高齢福祉係
TEL 0255-74-0016

■協定事業所

- ・新井商工会議所
- ・妙高高原商工会
- ・妙高商工会
- ・新井郵便局
- ・高田郵便局
- ・妙高高原郵便局
- ・えちご上越農業協同組合
- ・新井信用金庫
- ・損害保険ジャパン
日本興亜(株)長岡支店
- ・(株)セブン-イレブン・ジャパン



認知症サポーター養成講座

＜認知症サポーターとは＞

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、認知症について正しく理解し、認知症のかたや家族を見守る『応援者』です。
※講座を受講することで『認知症サポーター』になれます。

- 対象：町内会、企業、学校、グループなど
- 内容：①認知症について
②認知症の症状
③認知症の方への対応方法
④認知症サポーターとは
- 会場：町内会館や市内事業所など
- 費用：無料
- スタッフ：認知症キャラバン・メイト
(市民ボランティア)
福祉介護課職員
- 問い合わせ：妙高市福祉介護課 地域包括支援係
TEL 0255-74-0017



認知症キャラバン・メイト養成講座

＜認知症キャラバン・メイトとは＞

認知症サポーター養成講座の講師となるかたです。
町内会や企業、学校などから依頼を受け「認知症サポーター養成講座」を開催します。
※講座を受講するには「認知症サポーター養成講座」を受講していることが条件となります。

- 問い合わせ：妙高市福祉介護課 地域包括支援係 TEL0255-74-0017
新潟県上越地域振興局健康福祉環境部 地域保健課 TEL025-524-6132



介護マーク

介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくために、また、在宅介護者を支援する取組として作成されたマークです。

こんな時に活用してください

通りがかりの人に少しの間見守ってほしいと頼むのが大変。

認知症高齢者を病院に連れて行った際、二人で診察室に入っていくと、見た目は健康そうなのになぜ二人で診察室に入るのか、と呼び止められる。



男性介護者がお店で女性下着を購入する際、いつも困っている。

サービスエリアや駅などのトイレで、介護者が付き添う際、周囲から冷やかな目で見られて困る。



認知症の方や家族の方の話を聞きたい、話したい 家族の介護負担が軽減できる場所

認知症の人と家族の会

『認知症の人と家族の会』は1980年に結成され、全国47都道府県に支部があり、約1万1千人の会員が励まし合い、助け合って「認知症になっても安心して暮らせる社会」を目指しています。

どなたでも入会でき、「つどい」や「電話相談」「月報・会報の発行」などを行っています。

【問い合わせ】妙高市福祉介護課 地域包括支援係 Tel 0255-74-0017

【入会申込み・ホームページ】

認知症の人と家族の会 <https://www.alzheimer.or.jp>
新潟県支部 Tel 025-550-6640

介護家族のつどい

『つどい』は、介護家族が集まり、介護の相談、情報交換、勉強会などを行います。「ひとりだけじゃない」「仲間がいる」と多くの介護者が参加されています。

上越地域では家族交流会として様々な地区で毎月『つどい』が開催されています。※参加には申込みが必要な場合があります。詳しい日程は下記問い合わせまでご連絡ください。

こころカフェ(認知症カフェ)

『こころカフェ』は、認知症のかたやご家族、地域の人たちが気軽に集える場所です。介護の悩みについて相談し、ご家族同士で情報共有できるほか、地域包括支援センター職員や介護予防サポーターが常駐しているので、認知症の症状や利用できるサービスについて専門的な相談も受けられます。体操やレクリエーション、趣味や特技を生かした活動なども行えます。

■開催日 毎月第4水曜日 9時30分～11時

■会場 新井ふれあい会館2階 集会室

■参加費 無料

※予約不要、時間内出入り自由です。

こころカフェに来ると
こんな”良いこと”があります

介護の工夫を学ぶ
ことができます。

明るく、笑顔になれます。

気軽に相談でき、必
要なサービスにつな
げることができます。

同じ悩みを持つ方た
ちと意見を共有し、
安心できる場所です。



ご本人やご家族が
息抜きできます。

上越地域で、私も家族も支援者も 「にっこり手帳」でつながり 微笑もう



にっこり手帳

～みんなで支える連携ノート～

上越市、妙高市、糸魚川市の医療・介護関係機関等と相談しながら
「にっこり手帳」を作成しました。

認知症になっても、地域で安心して暮らしていくために活用する手帳です。

ご本人、ご家族をはじめ、かかりつけ医・専門医等の医療機関、
地域包括支援センター、介護保険事業所、障害者総合支援法に基づく事業所等、
関係者をつなぐケアサポートツールです。

ぜひ皆様に活用をお勧めします。

にっこり手帳プロジェクト委員会

にっこり手帳プロジェクト委員会 事務局

高田西城病院内 認知症疾患医療センター 〒943-0834 新潟県上越市西城町2-8-30

TEL/025-523-2139・FAX/025-522-7035



救急医療情報キット

自宅で万が一の事態に備えるための道具です。
救急医療活動に必要な氏名、生年月日、血液型、病名、受診医療機関、緊急連絡先等の情報を「救急医療情報シート P16」に書き込み、右写真の容器に入れて自宅の冷蔵庫の中で保管し、マグネットを冷蔵庫の扉に貼ります。
自宅で具合が悪くなり、病状の説明をすることができない場合でも、かけつけた救急隊員が保管されている情報を確認することで、適切ですばやい救急活動に役立ちます。

【配付対象者】
一人暮らし高齢者や、高齢者のみ世帯
障がい者世帯等

【問い合わせ】 妙高市福祉介護課
高齢福祉係
Tel0255-74-0016



緊急通報装置

電話回線を利用し、緊急時に通報をするとコールセンターを通じ、あらかじめ指定された協力員や消防署などに連絡を取る装置を貸与します。押しボタン方式と人感センサー方式の2種類あり、火災警報機能も付いてます。

【対象者】 ひとり暮らしや寝たきりの方がいる高齢者世帯のかた、または家族が就労等により日中（夜間）不在になり高齢者が一人になる世帯のかた

【利用料】 市民税非課税世帯：設置料やレンタル料は市が負担します
市民税課税世帯：設置料やレンタル料は自己負担となります
※いずれの世帯も電話回線使用料は自己負担となります。

【問い合わせ】 妙高市福祉介護課 高齢福祉係 Tel0255-74-0016



365日24時間体制で専門のスタッフが対応します。



救急医療情報シート

令和 年 月 日 時点
◎基本情報(氏名、住所等)をご記入ください。

フリガナ 氏名	住所	電話番号
①		
②		
③		

◎緊急連絡先についてご記入ください。

フリガナ 氏名	住所	電話番号
①		
②		
③		

◎主治医の先生と連絡先をご記入ください。

主治医名	医療機関名	電話番号

私は、救急活動及び災害時の保護活動のため、記載する情報を用いることに同意します。

令和 年 月 日

(本人)

(代筆者)

氏名

(署名又は記名押印)

氏名

(署名又は記名押印)

裏面もご記入ください

◎ケアマネジャーや地域包括支援センターに担当職員がいればご記入ください。

事業所名	担当者名	電話番号

◎治療中のご病気があれば、病名と受診している医療機関についてご記入ください。
現在治療中のご病気がなければ病名欄に「なし」とご記入ください

病名	医療機関名	主治医名	電話番号

飲んでいる薬について

薬名	剤形	用量	回数	備考

薬の一覧表(例)

◎備考(医師や救急隊に知っておいてほしいこと等を記入してください)

記入が終わったら、このシートをキットの中に入れて冷蔵庫に保管しましょう。



送付目的		
相談に至る経緯	☐ （ご家族・ ）より相談あり	☐ 民生委員や地域住民より相談あり
	☐ 高齢者実態把握調査より	☐ その他（ ）
送信者	所属： FAX：	
	氏名： TEL：	

対象者	氏名： 様 年齢： 歳 性別： 男 ・ 女
	住所：
	要介護認定： 要支援1・2 要介護1・2・3・4・5 申請中 サービス利用：なし・あり（ ）
	他医療機関利用： 有 ・ 無 （主な医療機関： ）

☐ 最近あったできごとを忘れる	☐ 意欲がなくなった、以前楽しめたことが楽しくない
☐ 同じことを聞き返すようになった	☐ 抑うつ的だったり、涙もろくなったりしている
☐ 同じものを何度も買う、いつも大きいお金で支払う	☐ 日中ぼーっとしていることがある
☐ 正しい年齢が言えない（3歳以上食い違う）	☐ ハッキリしているときと、ハッキリしていないときがある
☐ 時間、曜日、日付などの感覚がおかしい	☐ 体が硬い、動作が遅い、歩きが小股等の症状がある
☐ 外出して戻れないことがある、道に迷う	☐ ないものが見えたり、聞こえたりするようだ（幻視・幻聴）
☐ 家事ができなくなった（料理・洗濯・掃除等）	☐ 夜中にうなされたり、おや？っと思う行動をしたりする
☐ 薬の管理ができない	☐ 物・お金を盗られたと言う
☐ 洋服を選んで着れない、適切に着れない	☐ 火の不始末がある（タバコの火の不始末・鍋焦がし等）
☐ 一人で入浴しなくなった	☐ 落ち着きがなくソワソワしている、座っていられない
☐ トイレでの失敗があったり、漏らしたりするようになった	☐ 徘徊する
☐ 何度も食べようとする	☐ 暴力・暴言がある、怒りっぽい

困っていること・現在の生活状況や様子・過去の生活状況や職業など

気になる症状は 年 月頃から （ 春 ・ 夏 ・ 秋 ・ 冬 から）

家族図

認知症スケール：（ 月 日施行）MMSE /30点 HDS-R /30点

ご本人のとらえ方	家族のとらえ方	家族の介護に対する思い
☐ 認知症ではないかと、かなり気にしている	☐ 認知症だと思っている	☐ 家族で介護しようと思っている
☐ もの忘れを感じている	☐ 認知症かもしれない	☐ 介護をどうすべきか悩んでいる
☐ 全く気にしていない・自覚がない	☐ 認知症と思っていない	☐ 家庭での介護は無理だと思っている

【かかりつけ医療機関からの返信欄】 → 返信先：

転帰 ☐ 自院にて治療中 ☐ 経過観察中 ☐ 専門医（紹介先： ）へ紹介	
コメント欄	令和 年 月 日 医療機関名

地域連携連絡票（介護給付用）

氏名		様			生年月日				歳		かかりつけ医		先生⇒ 先生														
住所					電話番号						ケアマネ・シヤ-																
要介護度					認定期間		～				記 載 日																
#1. #2. #3. #4. 経過：										健康状態(原因疾患・発症日等)と経過		記 入 者															
												家族状況などの特記事項:															
身体所見:身長 cm 体重 kg 血圧 / mmHg 脈拍 /分(整・不)										廃用症候群の程度:(寝たきり度)		筋 萎 縮 :		拘 縮 :													
目標とする生活(参加・活動):本人/家族												精 神 面 : (抑うつ・自発性低下)		食 欲 低 下 :													
												認知症の程度:(認知症自立度)		短 期 記 憶 :													
														見 当 識 :													
														判 断 能 力 :													
														周 辺 症 状 : (問題行動など)													
日常生活活動能力		自立	見守り	声かけ	一部介助	全介助	行わず	使用用具 介助内容	内服薬など/薬剤コンプライアンス:		感 染 症 :		視力障害:														
											聴力障害:																
											皮膚疾患:																
											痛 み :																
移 動	屋内								かかりつけ薬局:		食事内容:																
	屋外																										
	段差(5cm)																										
	階段昇降(20cm)																										
起居	寝返り								特別な医療処置(褥瘡/留置カテテル/酸素療法):		現在通院中の医療機関:																
	起き上がり																										
	布団の操作								今後の課題・問題点→対策																		
	座位保持																										
	起立(床から)																										
	起立(椅子から)																										
食 事	食事摂取								健康管理(心身機能)		日常生活・活動		参加														
	嚥下								運動器の機能向上																		
排 泄	排尿(日中)								口 腔 の 機 能 向 上																		
	排尿(夜間)								栄 養 改 善																		
	排便								認知症・抑うつ対策																		
入 浴	浴室内移動								◇ ◇ 介護負担・経済的負担など																		
	浴槽出入り																										
	洗体								総合的課題と具体的目標																		
更 衣	上着								現在利用中のサービス																		
	下着																										
	靴下																										
	靴の着脱																										
整 容	洗面																										
	歯磨き																										
	整髪																										
コミュニケーション 伝達																											
理解																											
家 事	買い物																										
	食事作り																										
	掃除																										
●:実行状況 ☆:目標とする状況																											
専門職からの留意事項・要望																											
医療面(薬剤含む):																											
看護面:																											
介護面:																											
リハビリテーション:																											

認知症高齢者搜索願事前届出票

写真		(撮影年月日：R年 月 日)				
顔写真			全身写真			
住 所						
フリガナ氏 名				性別	男 女	
生年月日	M T S H	年	月	日	年齢	
特 徴	身長	cm位	体格	小太り・普通・やせ形（ ）		
	顔型	丸顔・面長・四角・その他（ ）				
	髪型			眼鏡	有（レンズ 縁）・無	
	普段の服	上衣			着衣に名前	
		下衣			名前の場所	
	歩行状態	杖・歩行器・無（ ）				
	住所名前を	言える、言えない、その他（ ）				
連絡先	住所					
	氏名			関係		
	電話番号			携帯番号		
その他参考事項						
記入日	R年 月 日	届出日	R年 月 日			

※この情報を警察へ届け出ること同意します。

(氏名) (続柄)